

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

移行法人の公益目的支出計画の変更の認可

根拠条文	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）第 125 条第 1 項</p> <p>第 125 条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第 117 条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>
------	---

審査基準	<p>整備第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）による。</p> <p>（当該公益認定等ガイドラインは、当課のホームページで閲覧できます。）</p>
------	--

標準処理 期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
	機 関 期 間	公益法人・団 体指導課	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課	
- 日	日	日	- 日		